圓記談鈔　天

特別
イ4
696
58

牛馬めでて玩びし比より歌をも俳優
弥生いと稀なりし蓼太平行の往来凡
仁木洗に出ての役めでて百日鬘
嵐の長下一巻の書を皆呪ひ
善き中にめでて聞を見
男かくし昔思ひ
恵起とおまりしんまる

小寺玉晁文庫
特 696 58

何心なく風来の日記読みて此言
さらさらとしてよみ見るにおかしさの
人をおかしがらせる書なり腹
筆をとる毛袖を脱ぐとし

土田

凡例

一 本文ハ尾陽一國の史と関係あるハ視およひ乃
変史紛れなく記といへども浅き史多かりし
うちとの太平記よりハ妬れバ十が一ももとより史こ
もし見る者ありバ必ず此史なれ

一 尾陽変元ありハ悠陽に視関史関あるハゲナ嘯
余の外もしかりと書載るといへども疑論虚説の
ぶんあぐることまなりしは又浅き評もありしは其
状ハうしろとの紀集集とえなてうきず史なし

一 月日うらんの写ハ闕字ある統書える人多を加へなで
後世におよんぐ其筆誰かよらむぞん

一 本文ハ必ず附の史のことわりなれば此の史ども多かりき
粗尾陽大同の傳へとおし手をいうちの東め

一 紀聞人を記すべきよし

一 当春
御三家とハ初メとし 御三家ハ尾張大納言慶勝々大納言
茂徳々水戸中納言慶篤々 御三卿ハ一橋中納言慶
喜々総裁職 松平春嶽慶永々と初めとし 御老中
御側若年寄等の 御三家并諸大名国主城主御譜代
御旗本に至る迄 悉く京に参上 御供人の往来を記述い
すべて其外をさいかし 割御人を慮しまして何れとも
前日姉小路少将殿 御年 於門外 退出まかりて于時其
其兵しれども少将どのを殺害に及び 一揚逸去れとい其
天道をも恐れぬ所業にて生捕にも成難し 中どもの明に記しか
当る 紀聞当年の太平記とも見ゆ 自ら右と見ゆる示
いとし

一 御役替 御加増 其外家督の名迄を記す 且御用外出の節々
あぐるにいとまあらざれバ 名前のみ 御用外出の御供
役の族ハ本文にのせ 但五月十日 御老中 御加増の
ともがら 大小の族を選び 荒増計りを記するものと
探る

一 誤写 脱字 落字 書損 等書言の文 関字又余関字する
所 紙若 改め見合 校正するにいとま
あらざれバ 後人の 御 改正 を加へ かつ
御諒察 くニ 逸のあきらかに からん 文字 有

一 八月廿七日
尾張大納言様 御上京ニ付 御着の 御供を 御見送りし
らうまで 花の都の 御着ニおもむき 御見
跪ハ 美 よろも 御ことく 日の 御 八日ニ いれバ

御系
内親王 諱 御名 天寧御改義親王御順ニ
御はかり国十一日御里 御殿ヘ 御移しましまし御位
ニ御つかせられ十五日並 御機嫌
御機嫌ニおはしましてあひし節つゆのまかれハ君府の事
かしこも記さしハ京師の事ハ知られとおもひ御しるしへる
[illegible]

日記譲抄

文久三癸亥年

正月小

○元日 朔 晴天

前大納言様 慶勝 大納言様 茂徳 ニも 御家中の者一とふ年
頭之御祝儀を申あげ奉る
去年十二月晦日 右和ニ 御側御用人 田宮弥太郎 実輝 御沙汰ニ元朝ニいたりて出
と聞る
許二日 去冬十二月廿六日 御側御用人 横井孫右衛門 時足 改
大納言様 御使として江戸表へ立 御吉
田[illegible]

御旅館におゐて　　米大納言様
御目見之上　御附衆より岡宮沐太郎　擇実奴様御
之御誠ニ為如何致旨被　仰合候へ
御使御元為之　御附ニ為右衆より深右衛門　足時
上ニ○之御意二而ケ様の御討より通しらば申
く元和之　従附しと市井の元ニ而致し
ケ様の所にも出し　○樋井源右衛門足時　文又く
御使之　御附去冬十二月晦日の御改足之候
東海道より早速引取て
去冬十二月廿九日御目付猶之
岡宮沐太郎殿より御添　忠入之御中道　及
言上ケ為不致之事にて此段の関白之
御城今ケ中ニ而ケ為元和来何ケ附元和の節

五日御中国の由夢知れ　御目付
十二月廿九日
○二日　雨晴　岡宮沐太郎実種殿元和
御見之　御付同人今朝より出　城之段
元和井ハ相松之又之沈ふ文く○○より致候て
づきん誠に汲しきに元日やと問ふ候上の禮ふふ候
しらぬなき一人にも何し
歳旦之奥しく
万才の来くよふしけり唐藤の海
はらく拝しに帰る小野の礼なんづきも
○三日　戊晴　山脇道淋洛書豊欽殿之　相勤
武家ハ竹月占　山脇道淋洛書豊欽殿之　御頭之別紙目付属ニ
相識下ニ竹紋服右周すく候　伏見御座浦宇ヲ以下

之事御用御所筋ニ而今般御変革ニ付平服之儀
羽織小袴ニ而御用相成候様
御目見以上之事羽織下ニ御役服御用ニ者
十二月
去冬之上令　御見分被仰付百姓町人寺社ニ至るまで
献上物諸人共姓名一同書ニ而進数多有之候ニ付思召候
しくくハ東の紀伊ニあきらかに候
○此日曉尚春
公方様　御上洛ニ付　前大納言様　御上京
己の上刻御発駕品川宿迄御送ニ御座之七里之渡
御召御供船あかし丸 大坂より当夜明石拂頃の舟にて
未之刻御家船夜又時頃桑名江　御着船
御供并御留御昼御小休なし之由

南家御年寄　成瀬隼人正正肥
御側御用人　田宮弥太郎篤輝
御用人　渡辺市九郎寿綱
御先手御足軽頭　上野内膳資寿
同　水野惣太郎
御目付　神谷数馬
小笠原辰之亮

御泊
四日 桑名
五日 関
六日 石部
七日 大津
八日 近江様江

御昼
石薬師
土山
草津

御村継[illegible]

御小休
小向村 東富田村 四日市
追分 御昼後 庄野 亀山
坂の下 松ノ尾 御昼後
大の村 水口 田川
梅木 御昼後 目川
山科 瀬之

○十日 晴 毛利大膳大夫奥方京泊ゟ御越
此度国々の大小名の奥向之御衛護被仰出
一くおもづつ
前大納言様去ル八日京都御発

御殿ゟ
大納言様ゟ 御音信并御附御家中之者
京都ゟ 御祝儀中上有之
御城在役衆ニ京都 御使番之御留守
御殿様御発駕之在役之役職之下目附之者
三郷ゟ

御用人
保坂源五兵衛

御具足固め御祝儀遠近道路迄一切大名小路山流迄諸国豊饒繁昌の事御取計可有候馬以下思召之儀之御刀の事御取計候ニ付御下知可被仰付事
[illegible]
許候

六日七日比になりし其の西川公奥方国元に下りし
否おりたる八町堀にて見とかめられしに人足の如き者ら
様にて打かゝりしかともかなはず力なき人足を殺害に
及びし為宮家と相手取り候て其上二十ケ處の仕罪に
出されより諸の人々を合す内ニ入るとて決して内詰ニ付
其論なりしかよりて七人其の者は致命に及びし
ときにさきり断しめり
我人陽やの蔵目見之にして其比度に付
年の内に受りくこ数り三助乃
去年よりやかて今年とやすめん
今日の御恩惜役の風にそたにしるし

寛政酉年卯様御家老
二番次御殺代筆
中根帯刀

本役就テ
郷村御足二百石十年〆御役二百ニ而被下旨
奥御留郷
加藤梅庵
御足高五拾石十年〆被下旨
同見習
二百
福玄瑞
御足高五拾石十年〆被下旨
中大納言様御附
御小納戸
服部瀬兵衛
本役就テ
局番頭並
下條才次郎

御附御足高五人扶持被下之御役高ニ被成下旨

御先手組
遠山惣三郎
〃 仝鑄金治
〃 青木孫九之

御足高五人扶持ツヽ被下之御役高ニ被成下旨

大御番組頭
桂郷権之
〃 梶川小六

御足高五拾石ツヽ被下之御役高ニ被成下旨

御納戸
村瀬吉三郎

百俵高之高ニ御足高被下之旨

御足米拾五石被下之旨

御納戸奉行方
牧山安芸治

御具足奉行西幕奉行
御弓矢鑓奉行
大嶋潤八

百三拾石之高ニ御足高被下之旨

御鷹匠
矢田秀三郎

六拾俵之高ニ御足高被下之旨

町奉行組吟味役改之
鳥居又之丞

七拾俵之高ニ御足高被下之旨

小十人組より
堀川林太郎
百俵高之ニ而御足高被下之旨

老女
袖岡
常々御勤向ニ付御加増并五百石被下之旨

御書院番組頭並
小海又十郎
御書院番組頭役
御付御足高五百石被下之旨

同
大久保金之丞

右同

木曽御材木奉行並
御織手形兼
山田貴一郎
木曽御材木奉行役
御付御足高五十俵被下之旨

御納戸頭並御庭番頭兼
依田理兵衛
御納戸頭役
御付御足高二十俵被下之御役高ニ被成下

○十三日
晴天 若宮境内ニおゐて大入
前狂言歌舞伎禅寺馬場
大序分歌舞伎
切 好色仲町
引出三ヶ所

○十五日晴今日百姓町人并寺社ニ至迄 酒ニ而さかもり
悪しく〳〵ハ太平記ニ云
今日治寿院境内ニおゐて 大〻大こまの評判よろ日
同十九日迄真切ス
前狂言 頼政鵺物語 太平記五段メ迄
後狂言 蝶花形名歌嶋臺八ツ目
切 春霞成飽曙 上中下

○十九日 宗家 大納言様ニ而 御目見ニ而今日ニ初る
御目見多 御付之人数百余人程のよし

当月十五日 前大納言様 御参
内御拝 龍顔 御拝 天盃 御頂戴被仰付
大納言様ニ御城代始メより 大手へ登り御用

則以之く御祝儀申上候く
前大納言様 元日代様ニ而 有之く御用日御役相済
御祝儀申上候

公義之事 御祝儀附
此度 勅書之通 綸旨付候ハ御尋之筈申
今日御用之事 思召見立ニ付被仰付
御之様元迄ニ早之ニ相見候ハ 御生涯之人
之一致ニ而之ハ御発候ニ付当中之道迄
並共当此之別ニ而相成 武御発之筈其段ニ而
一熟候也御両様ハ其様之
嚴之而同ニ而被成候方今之様之無切之様
東来下之者之流ハ之中付迄申候

勅書写

攘夷之念先年来到今日不絶日夜患之於営
各々變革施新政欲慰朕意皆悦以餘然擧
天下於無攘夷一定人心難到一致乎且恐人心
不一致異乱紀於邦内早攘夷布告于大
小名如其策畧武臣之職掌早速盡衆議定
良策可拒絶醜夷是朕意也

御書付写

今般攘夷之儀決定有之天下ニ布告ニ成
相成候上者外夷何時海岸を劫掠し哉
門ニ闌入之程も難計候門
禁闕之御守衛御厳重被
仰付候被
思食候ニ付而海國者更之防禦向も有之
海岸引離候諸藩者救援之手當等有之
候事ニ付邊鄙ハ畿内ニ警衛ニ出居候而
者自然不行届之節も可出来且自國力
之疲弊ニも可至候間京都守護之義者
御親兵共可稱警衛之數を不被置候而者
實以
宸襟を不被安候間諸藩より自我強幹忠
勇之節之徒を今撰募時勢ニ随ひ舊典を
御斟酌ニ相成御親兵も被遊度被
思召候右親兵被為置候ニ付而者武器食糧
等准之候間是亦諸藩ゟ被
仰付石高相應貢獻致度候様被遊度候

但是等之儀者割渡ニ相渡候ニ付於関東取
調諸藩ゟ侍達有之候様被
仰出候最即今之急務ニ間早速評定可有
之
御沙汰被為在候事
今般
大納言様　御上京御滞
御条約ニ付賢問　御安駕御道中年寄
二八日ゟ　御供ゟ御役所其筋ハ都而差支無之
様御目附　御年寄衆元ゟ　御沙汰
○五日
晴夜　晴未の刻比御門ゟ長崎
大納言様　御上京ニ付
今般
午之上刻の御供揃ニ而　御安駕ニ而御渡　玄宿より七里
之渡御召御船白鳥丸ニ而御家船今治京名宿ニ而
御旅館ニ御着御御到着之しく京名所より折々見物有而
船二艘玄達　御迎ニ来ル
御供之元ニ
御年寄元
石河佐渡守光晃
御側御用人
天野民部十郎宣重
御用人
佐渡殿御側衆御小納戸頭取忠恭
御用人御側衆御小納戸頭取
小栗新太郎忠善

御用人大目付兼　桜井源右衛門　時定

御先手御足軽頭　鈴木政太郎

同御先手物頭　山口伝三郎

同　池宮新之丞

御目付　飯尾助右衛門

奥田一郎右衛門

井ノ口久之丞

当年ハ毎年より暖気なる故川々とけしめとりて候
先七年前当年ニ無之何れも凡てのある無ハ本日前後より
追々暖ニ相成

八丈村百姓新七悴
　松次郎　当年二十八才
鳴海宿おまつ抱
　食盛女
　　こ川　当年十九才

当月日まかりれ之(?)の事(?)之しが右松次郎(?)
ハ日毎におまつ方へ通ひ来るのもしく其ハもせ
の事を濁し居しがの何かる事おこりて八年
山内中根山義権左衛門依校新十郎ぬもとかる当地におかれく二
人とも水元とかく

○廿六日 曇 雨 清寿院ニおゐて芝居興行の大入 大

前狂言 花ニも歌清水 大坪今五郎ちん九郎座

大国仁義録 続に冊

切狂言 春霞成駒曙 上中下

大納言様ニハ御道中益御機嫌克明六ツ半頃御発駕ニ而御小休より

御着被遊候 御同所より賀司様ニ而御入冊

御着被遊候 御供ハ風論ニ之 黒井胡吟取斗

御宿陣ニ被遊 御安堵

日本の文でありしか 三ツ巴上目帯刀 仲 敏 悴同姓七五郎実

方 加里ハ五色之呼ひ 加茂家の唱へ 御承知ニて 塩川ニおゐて水无と仰

古今ニハ庭瓶の業と云

二月大

花の咲頃ハ例年彼是ニハ酒食の料を取りて

海老ケ茶屋を遊びいとおぎやかしく文かり

当春ハ彼是もちろん取計ニ而 曇ハ帰ニあとハ何まで

あざらし家ニ而はげしき文也

○九日 曇 酉

大納言様 御参 内被遊 龍顔御拝

天盃御頂戴御眼前 御ハ右之御返事より

賀司様御 御参内 御上ニ被遊候 卿之事等 日闘尾ニ残

陽明御殿ニ被為 入御礼被

被為候

八日申 九日酉 十日戌 何れも三日の内ハ花の盛と

三月かけ 見物しく見物多し 塩川ハ此所見物

然ルニ当年ハ誠ニ珍しき事にて御庭の茶やくさ
に驚ろ寛に近年にまさる人のおもぶりし事ニ而
春ハ不順ニして正月末つかたニハ最早数の一輪づゝ咲そ
しける程の気候にして又此節にいたり雲気打続
朝夕の冷気厳しき事之七日八日ハ雨まじり風
あらぶりしを吹降ニ而十日来の御庭厳しく催ニ
御の時節抑去桜の盛前後の冷気或ハ吹降ニ而
花もおゝかし若葉もおかしく見事人々一両人の外
まちもれし

御側御用人
田宮游太郎実輝

此度京地ニおゐて御側御用人天野複十郎宣重ニ而
上ニ随旨以　御付

○十日
晴戌
風

御年寄列
遠山大膳景道

若年寄加判ニ　御付

桜の数とをゑたしつまる
目にもれなく見ゑのとめら無い
該見の雲み花のさかり盛
咲きこうつ浮ひやせん墨田川
水に秋のえまる良のうつくし
舟おさの唐まぐゝ花のさかり盛を
かゝるあゆきまん墨田川の岸

〇十二日 晴 曇後小雨

御年寄列 阿部石見正直

今般於て通隠居被
仰付家督之村遠江同姓主膳 右は少々立大寄合被
仰付

石見正直父は金ヶ寶に揃ふて隠居にてされし許
こいすく咲冬御頭り此高寄合組のものは一統中合
書御とられ候石見父退役被 仰付の組仕候
其頃は若一石の頃 御同論於下にて
私共組頭被 仰付の組 横井伊勢守殿申宣は
頭書をさせし 士はよし差せしむ付せし方おかれ
御先頭出相出で其後 戒く成瀬隼人正正成父は

余之の仕苦中寄合頭 御年中の披之段
其砌之御差中御申さ無隣 伊勢守父其
節へ御年出しと志其共の後より石見父同
役に相成就に志同隠居頭寄をされしで
於て多被 御先年御同人御列と被家
御御より御頭り此番寄合此一組のものにおも
入おしく頭より御さへ被申付御組頭子そ申し
馬の耳に風と申しても 御役人共に而時許
ぞんのひのきき事いずれの御沙汰にもおとら
ざるべしと人にもしらぬないなりし異おのづ
三高様の此頭を異にあずけ被 披し申組の
者一同にもおしひずるべし且道日かんどもなかる
此處出とも定むる被 御達の事共日の至後立つ

くゝも一人も出勤いたさず退散におよんでも不
参申ニ付日ハ御摺改被仰付ニ而御改日を以定
し是迄のくしと云ものありて延引に而御許容
ありし也又去冬十二月九日
大納言様山田御家にあわせ三條調練御覧御年号ハ
いまた申日御預り名見正直太田日向守ハ
中村又兵衛元教同寺尾小源太實方なり
御洗に掛り御同人に三條の大将として
駕籠にて御調されしまゝにせしなり
御覧に
大納言様おわしくも　御家馬　御家切にて
御旗ハ御一にて成ましく候に付日○大将として
駕籠の御調ハ大君より仕上にて御一人にてなさる
ひきいる人数御首日組にて仕置れる御吸ましく

○十四日　雪　雨天
かねて御改有て重くの首尾と云
御城代
浅見甚十郎在綱
御年寄列ニ而　御付
大ハ御番頭
荒川主馬頼利

○十五日　午　雷
御城代格ニ而　御付
此日ハ雷雨とかく實に長閑て定る
春の海かんとハ一しきよみて
勤合ノニ而る退ニ雷の殊しく引く九ツ時ニ掛も
先の太ハ誰人とても定まりかたし然し是ニ付てハ
西丹ニてハ雷もむく又ハ雷どふなく是ハ浅の浮る

のことも云しが是ハ大誤也
御馬の数がりハ本氏のまろにてもへ父の名也とてく祝
しける萬代栄と云し御名を賀しけれハとく
一首を添る

まことその父の名ハ祝とく
萬代栄まくてめでたかりけり

大納言様ニハ去ル九日己の半刻比御発途御出立
並御機嫌克未の中刻
御居城ニ御着被遊七里の渡 御座船ニて御乗船
御渡海御機嫌克御着日御出帆ニ而 佐屋街道御通
二日御着ニ而 御船ハ則京都より 御供船 御船白鳥
丸と号御佐屋湊ニ御着船ニ而御船ハ尾張右衛門おれくも供
御見物人ニ而見ハ六ケしくかごニ而御通ひ有一人

宮ハ御仕立御座ハ中ニおよび御徒衛門すじ御見
の百姓とも残らずとの御着物をきし御前へ出御供
相合御仕識ニ宮宿のものまで御ひさきあらんと人ニ評判
いたし候又御ハ女中ひの御家中共御見の人ニ或ハ人足
の兵宮宿 御家老と掛場御役も宮宿迄参り居ル
右御救合也 儀ニ佐屋御出立の旨承るにて 右の兵共
一宮ニ見ハと計らるる所御供列ハ御見ニて候ハよし
之群集せ町すじとをもじめ宮ののまぎらひおびただ
しと云

御供ニ而罷出ル

御筆者
石河佐渡守光晃
御刎御同人

京ゟ詰之内ニ一個
横井雅楽とゟ預り

御用人 天野彦十郎宣重

御用人 佐藤源平治忠恭

御用人大目付兼 横井孫右衛門時吏

御用人御側見習

御小納戸頭取兼 小池新太郎忠善

御先手頭御裏門頭 鈴木政太郎

同御先手物頭 津金新兵衛

御目付

○十六日 晴

〃 飯尾助左衛門

〃 井口又之進

奥田一郎九郎

御用人御側並 須見寺九郎寿綱

京地ニ而相勤 御側御用人並

御附

○十七日 晴

先般

大納言様 御上京ニ付被為召ニ而御参

内被為済右ニ付 大納言様 御書を以御家中

之者ニ右二ヶ条御沙汰之旨

尾張大納言

就御沙汰早速登京

御満足思召候 大樹 上洛ニ付而ハ於京地ニ長雑
不懸止旨觸 御帳ニ相成当大納言中合
一方ニ尽力
御沙汰候事

二月

写

今般上京濟
天朝并將軍家御備別紙之通達置候
叡慮共之尽力可致旨ニ候 御至誠之面目至極之儀
面目武門之宜加籌策決而御心腸ニ徹し候様ニ
至誠尽力致し候与兼而頼入置候事

○十八日 晴

当大納言様より 御当国之儀一和
何ニても難成事ニ有之方今之時勢誠切迫
不容易之節ハ
公武之忠節以死節義ハ不論之御為筋
御奮発として一ハ所ニ練置候事ニ候操練ニて
奮励致ス者ニて最肝要之士気ヲ振ひ候而是
組立候而も精々申談一和を尽力ニて程お粗候事

大田嘉助
石川内蔵允昭英

御道具ハ御取りとして今晩正午後ニ被遊候組一組ニ
ともに御出立
右ニ付より此節ニいたりても未だよれとくづしと

此小唄大流行ス　横小路ニて下しめ　桜会御ハよく
貴賤ニ元来三千ちう見来りしか也ニ至り一二ヲ
左ニあぐる

一　人ハ武士花ハ桜木なかりハ柳よ
　　然いとし家ぐくとじめさアれ

一　小田原箱根二の山ほどまる見ても小女よ
　　おらアの主やいざ茶ニなりやしゃ見ん

一　一番花のつぼをとりおとされて
　　ちらふ残せし江戸の庫

一　江戸ハ花ハ桜田御門のわく
　　伊井うまんのとじめさアス

〇十九日　晴
大納言様　御参府木曽路十二日根本へ中村江被為成

ニ而　御発駕ニ付御機嫌克被為遊候
大納言様ニも　御疲痛無御座候　御当月ニ付而当月
十九日和田峠の御供揃ニ而　御発途ニ付ハ御上下ヶ所
ニ付而委細ハ明朝ハ　御延引ニ付　御何ハ候哉御後而
御発駕之旨　御模様委細ニ付上右ニ付　御使之
御用ニ付而御例之小沢于今御支度御構ニ御城主様
同人迄　被為遊候ニ付　御発駕之旨御治定ニ御達ニハ
之御供揃ニ而　御発駕ニ付御大殿様前御当地東御門
迄御つらね御使御門迄下御
治承被下度
御供ニ而御出立ニ而

御年寄
石河佐渡守光晃

御用人　佐渡小平治忠恭
御用人大目付兼　横井孫右衛門時足
御用人御側兼御小納戸頭兼
小沢新太郎忠善
御先手御書院番　鈴木設太郎
同御先手物頭　津金新左衛門

右之外の面々ハ申に不及雑兵まて御先手御目付
迄それそれ委しくハ東武紀聞にあり

大納言様　御対面之後ち
御機嫌麗しく評定所江引移れ御用長屋江被
御門より出大名小路の通り引続き供奉何れも
御役人方出勤

○廿日　晴
去ル九日成瀬能登守正敦　御年寄加判　被今被
前大納言様
御付に被仰付二日のうちおそく今晩老免致候ニ
御之京中ニ右方お給り候之

○廿三日　晴
一　桜の町并七尾天満宮御旅所御神事安楽
臺　お旅式日ハ毎年本町通り例ニ植木抔ならべ
おんぎつて候ニ当年ハ殊しくかのよしよいつ
ものすか分程ならべ候し　渋しき之他参詣の人ハ

例年ニかわらぬ群集人足ハいふに不及
公方様 御上洛之砌ニ明廿六日当宿
御旅館ニ付極而宿ニ而ハ御宮の役ニあすかり難かし
甚以難渋いたし候

○廿七日 晴
公方様ニ者廿六日岡崎御泊廿七日熱田御茶屋御殿ニ
御泊廿八日佐屋 御昼御休桑名御泊
御泊割左之通
二月十三日巳之刻 御発駕 晴天

十三日 品川 川崎
十四日 程ヶ谷 戸塚
十五日 藤沢 大磯
十六日 御昼小田原 御泊小田原
十七日 箱根 三島
十八日 原 吉原
十九日 御休由比 御昼之興津 駿府御城
廿日 久能山御参詣再御城御泊
廿一日 岡部 藤枝
廿二日 金谷 掛川
廿三日 見附 浜松
廿四日 新居 吉田
廿五日 赤坂 岡崎
廿六日 池鯉鮒 宮
廿七日 佐屋 桑名
廿八日 四日市
廿九日

晦日　石薬師　亀山

三月朔日　坂下　土山

二日　水口　石部

三日　草津　大津

四日　二條御城　着御

公方様益御機嫌能　御茶屋御殿ニ　御着被遊

右ニ付御年寄御用人并御目付之御役人方出張有

御年寄　山浅淡路守殿

熱田御所司代

境川

御年寄列　横井伊折介時宜

御用人御側御用人兼　成田孫三郎忠猷

大御番頭二番　横井雅楽時保

同十番　五味織部守真

公方様御行列之次第

御老中方　若年寄

御幕府御長持二棹　御玉薬箱

徒武者六人　御跡押

徒武者六人　御跡押

七拾二挺　鴻之代

徒武者一騎之一人　馬騎

御旗竿三本　御旗長持二棹　御旗竿三本

御徒頭一騎　御供　御徒頭一騎

七拾二挺　同

目付一人　御小人目付
御小人目付
小者於挿
御徒士一人
御徒目付
御徒目付
御例流一人
御小人目付
御小人目付

御目付一人
謹武士六人
御鉄炮七挺二挺
謹武士六人
御鉄炮七挺二挺　同
陽代
謹武衛士　馬騎
御右筆　御馬三丈

御挟箱四足
御具足
御徒目付
同
同
御徒方一組一队
諸術方二挑六人
陽代
諸術方二挑六人　同

謹武士二人
御郷方六人
陽代
御郷方六人　同
御長刀
御挟箱
御
御挟箱
御小納戸　与頭御供
御小姓
御小姓
御小納戸

御中間
御草履取
御中間
御中間
与頭御供
御目付一人
御徒目付一人
御小人目付一人
御小道具
御挿花五本
御装束
御日傘
御杖
御茶弁当
御水筆
御数箱
御九年箱
御床机
御徒目付

御小人目付
御小人目付
御右馬
御供二疋ツヽ
御馬方
御馬訳
御馬印
御貝
御太鼓
同筆

御小姓衆一組 番頭一騎 (三十三疋) 御歩行二十二疋 (与力同心) 御使番一人 御小人目付

大目付一人 御徒目付

御書院番一組 番頭一騎 (同) 御歩行二十二疋 御目付一人 御中間目付

並御馬五疋 御側衆 同 同 (奥御料)(奥医師) 御小納戸 逸鐵長柄一挺

若年寄衆 御徒押 (御小人押)(御中間押) 同 御老中方 御徒押 酒井衆

以上

一説ニ今度大坂表ニ出張被成候ハ英吉利西
より書翰を以浦賀ニ而来ル六月八日迄ニ御返
答可致若シ同人首尾御返答無之候ハヽ兵端
を開くべく旨申出候由 去年(来)秋切ニ相成候由
時分とハ中々以違ひ候得ハ御判ニ相成候
方義ニ付御名代ハ真ニ御処置様をも不被遊御座候様
被仰付御役方ニ御越被成候御実意ニ御座候
此節者兵端ニ而御定之御処置而外ニ京地
ニ而大納言様御中ニ御座候由

○廿八日 晴

公方様ニハ益御機嫌克御発駕 御旅館 御茶屋
御殿 御座所 御途ニ而 御上陸 御名代 被為入 御乗
御召 御供船ニハ 白鳥丸ニ而 御座船ニ 被為

作左宿より此所迄之御方ニハ

御年寄　遠山大膳景道

作左御所用向

御年寄列　瀧川又左衛門忠貫

御用人

入道寺源九郎直良

森名宿ニ而沢之助国メニハ

海辺半十郎在綱

公方様ニハ茶屋御殿　御成遊ニ被遊より
築田見より御召宿　御供寺御帰りニ青竹の御杖とつ
かせられ給ふ御傍の本町すじを作左御通より向ニ被為
入御行列御覧之後御通座候て御ゆるしより後ニ

くるしからず御見物仕りてもよろしきよしに被仰付候
のよしいましめ見物を禁ずる

御年寄　遠山大膳景道

今日　公方様　御之際ニ付作左宿より御沢之
御座所ニ御用済後許定ニおゐて改定
御前之際　御下之際ニ付　御供ニ而御下り相
御附同役交代被成之　本多殿
御前之様ニハ本陣へ御出被成　御成ニ付
支度ニ御供之人ニ仰下られる

御年寄列　瀧川又左衛門忠貫

寄合組一組ニ而足兵

御先手鉄炮頭
遠山惣三郎
同
跡部三之右衛門
同与頭
山口修三郎
御目付
右ハ先之忠貫預属ニ而早速御詰可被成旨　被仰出
去九日夜元發足
大御番頭
石黒丹下重直
大御番組一組ヶ頭共
御先手鉄炮頭

同
平岩吉苑
同
湯本主計
御目付
右ハ丹下重直預属ニ而江戸表ゟ早速相
詰可被成旨　被仰出去九日申の刻本多洛
発足
百疋儀
此者中村文蔵元教
大御番組大御番組ニ而東
跡
輪寺脇ニ住居
中川赤太郎 十二才
同人
妹ハ麹町通町長國

何某ニて家に嫁 此者兄隆右と云者あり

妾

其兄と云人ハ勤る年若き婦人にしく人を云
とはめをやしぬ後ち当南春ノ弟ハ庭被りく
色しく日とおくりけるに妹ハ長国家にりる
づき夫に先たれ隠居とて説を兄の苦せしが
此頃　公方御留宿御阻就に今日御通衛に
御通りの折其兄ハ御行列を拝見せんと妹
同道にて参りし所　御供先にて妹ハ御行列の先
ごへ不とがし由ハ兄其兄ハ見ハと思ひ後のことを
引入ことをせしを御先のもの不ハ何ものハ
と姓名を尋しに其余段次第あれども今ハせん
かたかく噂しぬらんとせしに刀をもぎとり

行迄へかゝりしまゝ其兄ハ十方にくれ夫より
いつまんとすぎ御家へ帰り過　御兄なれハ一旦刀をもぎとりしが何の夏てか右
刀をつかまんと後口より私を当早私事とあく先被御礼
其く兵士あふ兵に見へ
まても御家中ま迄　御行列拝見二取出御役不
お如し御前あらニ云この私の御届置しに当茶南日
要用にてお伝わり御役の役文立あこの役合をし
御礼方にて別る御家中の実ハわきまへずんハ六下
また当年に御礼を相むき御場所にお茶姓名
とあらし是ハ侍たる所としく刀をとりまゝし
是の一不お立しと妹ハ噂の渦つ事をすかの君
しこ当を後より事に至殺害に及是時良死すへ
刃死せしと　剥妾とも　あごを至り一刀害せし不
命にハ別条これかく療養を加へられハ本復

夫与と許せしか此三月廿日死去之ニ付とも本
至り我身ハ切腹いたし候ニ付御目見同姓友
次郎儀ハ此度京都ニ而御詰当番の支配が
引の発動と承知いたし早速罷下り右之一条既ニ
御関係有之の人も内輪ニ而相済

御目付衆江御覚

大御番組

中川兵太郎

亥五十三才

惣領

中川友次郎

亥二十八才

三百五拾俵

御目見

右之外男子無御座候

中川兵太郎願書ニ而添ニ書付

私惣領　御目見同姓兵之助儀先達而
病死仕候ニ付次男　御目見同姓友次郎
支家督願惣領ニ仕候ハヽ奉存候御願ハ別
紙願書認差上申候

三月

大御番組

中川兵太郎

同人御目付書付

私儀去ル頃ニ極病罷在御番相勤申候ニ付之候
養生仕候得共追々募り対在候段ニ病
死仕候ニ付右ニ付候ニ仕残念之
極難有相心得著無病死仕候ニ付実子惣領
友次郎名跡相続

御村江御下通り御目録ニ
有之候中村文兵衛殿江宜ニ而御渡ニ相成
下書之
文久三年三月二日　中川兵太夫
梶川小六殿
村井資太夫殿
因云此中川の家ハ代々の篤行と申ス家
ニの家柄ありと見へ初メ御果と申
留右衛門江此比兵記の者の御褒
美を切候ニ被成ス或ハ三後代ゟ取寸
と申水野氏と申しゝ被メり
是人ハ子供のみニ家めつばふれ文を
兵太夫此家ハ続し之訓の諸訓有之

○廿九日　已　曇天
先くすの宮おもひかけまし
御用人
織田継殿分信達
此方御前之様　御出ニ付御用人ヲ以御知
御役所　御附

○三十日
晴午風
此方　御上洛御供ニ而　御上京ニ
有之中納言様篤様始御宿御泊所迄
御留
公方様此日京都ニ而御着ニ　御滞留
二条参内一日宮内ニ而御滞留明一日御発駕之由

然ル由右御旅籠ゟ御先弁当として
御用人佐枝新十郎種義并ニ割出門ゟ
江戸勤番の中川帰着

大御番頭
中村文蔵元教

大御番組
一組

同組頭
梶川小六

村井次郎左衛門

同世話役
福尾治一

御先手
湯浅氏

同
奥　許又郎

山田又次郎

御目付
大砲打方
中山田六郎

右文蔵元教随身ニ而京都ゟ本陣ニ罷在
御附三月五日晩比此度之下街道三日程

此時真田之孫様御簾中様御簾中様元之代様
訓姫様静姫様時之代様常丸様
御出之附咲太御具新御殿并御後浦西御丸様ニ
御座右御出立ニ三月廿日ゟ御出立御目付当番
御座所まてニ御出来之御出立御同列ニ合せて

二月十日迄ニ御陵發輦ニ由テ寄附をもしめ
より一ときハ夫々しく大工左官日雇迄之職人
おひたゝしく 御城門ニ入込候ニ付寺社町々
飢之ふせしわるハ大工日雇の日雇ニ付なし無此矣
九日御月村御いづる
此者も兄弟も御飢之白方し御寄 日雇共ハ右方
思發御免之 右ニ付寺社町ニ兵飢等白米
来月中旬迄見合候ニ而破候
右之寺社町ニ而由右猶寄御家中之當
おのくも同様ニ而右の趣旨御家中ニてまゝ
早速ニ而右猶旨 御年寄衆ヲ 御論御右御
ニ至る飢之死者多し 御ニハ飢之死ニ月日迄
ニの社草候

二月廿九日

三月大

○朔日 晴 未 水戸中納言様ハ去廿九日三十日宮欽御滞留
より今朝御江戸ニ御發

○三日 晴 酉

去秋流行の麻疹を分せしより当春ニ至りて
再ひ是病を生ずされども麻疹とハ相違して
皮癬の容様ニ而 再おとるふざりしハひゞれと
世俗是人ともよぶなりといふ

御年寄列
津田太郎左衛門
鏡寛

番合組
一組ニ付弐人
御先手鉄炮組
同
同　弓組
御目付
右ハ太府宮崎完鏡ニ随身ニ而東都ニ而詰合組之
御出入ハ晩夜文元年也
然処通用之内此文久銭御吹立ニ相成　文久永

宝と唱二月より通用ス
文久永宝　松平前中将春嶽書
文久永寶　板倉周防守書
文久永寶　松平豊前守書
松平豊前守殿今ハ山城頭ニ
三好海ハ書損ニ而
然処世上ニ而四文銭吹方ニ
御停留右此文銭一ツニ而並銭此文之代ニ
相用通ニ付通迄立来通用銭ニ二文宛ニ而

文の大意周ちや
古て通一の以お稲に

二月

大曽根村中村又兵衛元教後京都に住 御能ろい
四方顔ニ而大日番一組其大砲打方の名とるお請る
殊ニ又は晩年元教又日一組ニ而八ツ時より
同人門弟と呼ぶ孫の三人以後門弟最早時
すつりは依鳴つきとの名あるとく銀はたしめに
十余人のものは書漏是給らくめしさかまれ権
くて夫れの流元もくきやまれる又兵衛と云
一切師弟の境へ入ぬる事又もてなし也 何れも様
斯くく合すは梅の事とかし也

献立并銘々の記

一 吸物
むしびし
鱵魚

一 硯蓋
蓮根
串もの
蒲鉾
こんぶ
浅栗
くるみ

一 煮附
鯛
ちり綿大根

一 丼　浅のり　巻すし

一 平　半平　つと蒲鉾　か

一 焼物　あいなめ

一 汁　若わめ

一 香物　奈良漬

以上

○五日　雨天

書院上之間中之間おゐて酒肴出る

玉置道小太郎

進藤右衛門・玉置道寿合　御祐筆

此段御用多ニ付御年寄衆許定候旨

今日不参日ニ成

○六日　晴天

としあけて初松をとこる

大納言様御道中并御機嫌克当月晦日東之羽

市谷御殿ニ御着被成候

御膳御祝被成候ニ付

御礼并之御肴被下候ニ付

貞操院様　栄樹院中将様

元千代様　訓姫様

静姫様　栄樹院中将様

○七日 晴曇

時分代様 常丸様 菊月にて白布表
御安堵本路十八日被 御譲り之旨
静脈様 時子代様 常丸様 に之御間
御安堵写本路十二日被 御裏書御渡

御城代 成淵大内記正植

○八日 曇 宮 風

内記人ゟ改名

若宮八幡にて芝居興行の大入とあり

前狂言 御所桜堀川夜討 三の口より四ノ切迄
中 娘景清八嶋日記 日向の記
京紅藍 杜若 深之文

此義淡小路神明にて六ケ安天文説経祭
又あるハ新内又豊後至夜のまなかまて
御許容

御城代 宮淵内記人正植

此月高山澄渓路守龍騰役免にて
加判 御印
御付

御城代格 荒川主馬頼利

許文所にて
御城代一段
御付御役高三百石御下置

西中原浦賀港了造とのなり異船兵火正死者ニ
おゐて大金之落造船として失世話衛
終日警古有て之人数百余人と云

〇十七日 申
昼後より曇 志賀村児の宮へ今日迄例年の通り
一 同麻ニる小児の戊ニ参詣としとも也
井上河内守殿より御城羽ニ而被仰

書付之写
此度神奈川表ニ英国軍艦数艘渡来之
大ニ交渉書簡と申中之未九八日迄ニ返答
無之ニ付てハ船将之織幕をとこの中有中立候
右ハ応答万端後日ニ於ても穏便ニ掛候ニ者ハの同兵
端も難計ニ付兵端ニ付ても混乱ニ相成候と成人
数ニ而日も当所之不改ニ而当場所之漫ニハ当お遣之事

この事ニ付ても
御用番中之以後ニも有之ニ付而様ニ動揺せぬ様
未之当様之の御沙汰ニ
有之候万石以上之面々ニ而も御備

三月
正月以来之所々の者其代大ニ盛ニ而なく相成り
之穢をとりセごく存其賞びの眉を通りて御覧
百石以四之誠ニすれ相当ニ申之候

〇十八日 晴戌
静姫様　時之代様　常之丸様
去九七日市谷御殿出立当御路十三日被成夜丹
牧宿御泊ニ而未之刻御立之節御供之志水
所通群集とも也

二月廿八日ゟ三月　日迄　寺町乾徳寺におゐて江
戸芝泉岳寺義士之遺物と開帳之見せ物云右
切町近辺寺ゟ多く開帳の是と同しきよし

○十八日　甲子　晴

貞恭院様　　芳御用番中様　　御用番中様
元子代様　　訓姫様　明日揃ひ無故ニ
御上名之様　若ツ当御拝領有之ニ付山村ゟ差出
座敷ニ而入
御止宿　御休息所品ニ寄ツ一あり
御退出之様ツ当所　済次第
御途中ゟ右座敷ニ而入
入ツ当右ニ付廿五日
御当駄ニ而廿二日ニ相済

○廿五日　晴戊　元子代様　御出ニ付御在中御供御迷惑之段
今般ハ御目録之御段ニ付
貞恭院様御初御一緒ニ御列ニも出し被付
御迷ひ有之候ニハ可及旨

大御届

寺尾小源太安貞方
和多勤而漸御備候　伊勢国宮後諸之も
右兼約者段ニも右浪之浪来ル廿八日
暁発足ニ而御内意有之御村ゟ当迄日
御解之　御[illegible]

御年寄列　横井伊豫時宜

大御届

酒井三左衛門元愷

伊勢新宮 御備之儀ニ付
御前 日比比安芸
市中の説ニ今度横浜湊ニ旅船の内異船の
奴原とも摂津兵庫湊ニ向ふとも上船ハ
さし留メに付夫ニ付右場所御人数御出馬
ニ御前右上船の詳ハ何と聞ニ先年来
是々国頼し色交易を願ひ成候得共川俣
海路ハ之し右御当代ニ右交易御免無
ニ御前ニ而再應異人共願出しか
公方様御上京御留守ニ付再願の處御沙汰
ニ御前ニ而よしや右様何らか御所共ハ彼地ニ参り
この御願旨ニ而右上船ニ寄せし由專ら評す

日いわれよりて清寿院ニおいて芝居大入ス
前狂言 花大樹 大序より三段目迄
後 平家女護嶋 鬼界がしまの段
男作三國湊 上中下
明烏夢あわ雪 ……揚屋の段

○廿二日 晴 寅
貞照院様御用ニ付蓮華院殿御本坊へ被為成候ニ付
此時御役人衆宿御止宿ニ今日も今ニ罷出候所右御城
御道筋御固の由被仰出直ニ長坂より東御門迄
東御門より御固ニ而御入り 御所旅宿へ御入の時今朝御出ニ御供
より御固ニ而右東御門之御固め右御旅宿見廻
より御固東片端ニ而南へ片端西ニ而北ハ御門迄
大名小路御太鼓櫓御番所東ニ而北へ東御門迄

由入ける由横浦と御名ニ被為成候列ハ
元ト代様御覧ニ而貞照院様并ニ御簾中様
御簾中様御養女ニ而御名も御名与ニ被為
得目出度御事ニ而先若君女童ニ付達而御祝ひ之
やすみ迄ハ紀伊かうり候ハ而姫様ニハ御郷十二日迄当
然之候ニ御ゆうし事ニ御ゆかし主殿訓姫様計り
無之候様の御世話ハ惣藤倉並ニ御役衆御打
揃ニ而つれも惣藤倉ニ面識ニ某申事ハ言語ニ尽し
かたく御行列御見物の者へ甚以寄朝より夕方迄踊女の群
集ニきりなし主殿清水町筋何れの店も
二三日前より甚以夥敷物ニいたしゆるゆると候の裏大
或ハ店先ニ供入而ニ立派ニ毛氈ニ而金銀ニ而且
幕屋風或ハ家紋の幕をはり下ニハ毛せんを

りしき又ハ紀荒延しき店もなし其上とも
東照宮御神文の御高札御見物の模様ハ言語ニ
まるがいまり中ニハ見宮御名前のものもあ
りく御通り後語御通り御通り猶しき御川
安井ゟ堀又ハ先端合羽御あり重者ニ而御食とも
よろしく貴ニ成ずやの文之御見物の者ハ味読承よ
ゟ割一両のまし其人数御高札ゟ一同ニ付
ぞしく申く多く御武ニ悉しくかく
御供之御荒井ニハ

御年寄
遠山大膳景道

御用人
石河主計在絅

同人悴 同人父 家
室賀源十郎 正尭
同人 同 源権右衛門
同元締 古川吉右衛門
彼沼源右衛門

○廿六日 雨天 若宮境内におゐて芝居大入 大入
前狂言 二番目 血達磨の由来 大川友右衛門一代記 演まり九巻
切 此長文之進 水尾十郎 白井権八吉原街 上中下

○廿七日 晴天
南寺町極楽寺におゐて書画会有之
会主 北網 市兵衛町 香蘭女 田志

当月十六日夕六時比より江戸本郷二丁目より出火にて大火にて
申し白沢の辺迄並下町迄延焼大分焼失せし
来状に随り

廿二日の夜はしなく京都等持院に有之足利三代
尊氏義詮義満木像の首を切おとし
洛三の係碑を立て割建札を致し三條
河原の間の河原に晒し置しくハ先文の東に
紙面に出せり

御城代　横井三太夫時定
同側御用人　大野夜十郎宣重
同年寄列ニ而
御附看
同城代ニ而　御附足ニ而三百石御加増
千石ニ而
中西太八之丞長数
同用人ニ而　御附
許定ニハおゐて御勘定奉行ニ而
中根帯刀
御附

當日まじめなる横小路西まづまもの御無ハよる中川
石松とてよ上方ニる浪人男来り三年ハ二十三才性業ノ妻
とまかれハ右の所ニおゐて天下郎天にしく異り
井ニ狗を見し或いハ雛を自由ニ生セ狗
く奇妙なる藝となせり大ニ許判すくしまたり
く石松の飛雛となれと人ニ山となり、夜も
丸の刻迄異りとなれハ此浪人横小路の異り初ハ男
女の交りのちよんがれ又神明前なる女太夫の説
経祭文ありしハ祈内豊後ホ又ハ流行初とも
うひよしこのよつちよん権こまもなく是定
見も浮人ハ此ニ丈ハ下東保路町大河町の何てき
東小屋のさかハ来りく芝居となれハ一幕八文八くく
定しきの之ニる見物ハ年ニより立見て見物のみか
ハ

衣く見わけかたくよく出る何れも昼夜のよ
ぎりひしとさはぎけるなりしと云

○朔日

七月小

一 今日五半時御供揃にて　道姫様　貴姫様
御城御機嫌伺として被為
入候旨申来ニ付て日送りて着候處右ハ申来ニ而も
のの説 入候旨云 御承知

方今世上不容易形勢且英国軍艦渡来ニ付擾攘
世上安全之為 御國三社ニおゐて来ル九月五日より一七日之
間御祈祷被仰付候旨
御承知

○六日

一 護衛として水野定光守
御廟前ニ而自殺ニ及候ニ付人数多く出張
右者以下ニ記

御年寄列　志水甲斐守
御用人　中西[illegible]長蔵
右長者合　荒川[illegible]義[illegible]

寿経院様御事今度東海道御旅行ニ而藝州
おもむく候而
入り候旨[illegible]夜明海[illegible]候而[illegible]
[illegible]今日[illegible]表ニ而五[illegible]東[illegible]守[illegible]

御道具ニ遣午の刻ゟ右典年末
身候跡ニ　御對顔ニ被成候而被下候處々
代比ニ候満面ニ御挨拶被下　御機嫌能被成
候而承候へつもりのよし　此度御座右き
御座敷ニ而最早帰候よしにします

大ゟ而後格

冷泉為十郎重煕内證ニ而御話今晩ニ来光
交足　阿波一学蘂良

○八日
晴申京町中程小側茶種店生田屋
家製の漢蘭丸と云せし當分弘まり　先年根源ゟ
所々ニ札掛店ニ年久しく商ひいたし蘭方
文繁場ニ見え文繁三館板いたし去八日初めて
の文かれバ館板ひらきとく役柳としらひ
校録とかし

○十二日晴、鳥寿院此内ニおゐて芝居大入
切
前狂言　外ニ外十兵衛　二番松台色吉
忠孝誉仇討　大席石散　ち返
お深久松色鏡　上中下三冊

○十四日
晴
江戸表ニおゐて　御側御用人取　堀谷三九郎
御付
御老中札川初メ各帯拝領

○十五日 雨 昼也

寿操院様 御城 御横[?]被為在候

入 貞照院様ニ 御対面被遊 夜ニ入り暁ニ

帰御

此日夜より旗小路すじ寺通新道の所ニ而出馬

興行ス

○十六日 晴 夜 旗小路鍋屋町の所ニおゐて今ニ有之

右ハ火も治ヶ画無之ス

○十七日 巳 朝曇夜の引ヶ治ヶ候つゝ

元〆代様六時ゟ御供揃ニ而御後殿御本坊被為在

右御祝 御祝儀被為在候 御城 御非常[?]御参り

御納院様被遊御末の年初帰御 御通りすじハ

右今出門ゟ 右御西御門天王寺大名小路より

御祝 御祝儀被為在候 御成帰御 御機嫌能也

元〆代様ニハ雷の車 御乗り被遊候而去年ゟ

御祝儀被為在まし是ぎる由ニ而 川[?]たしが當年

同じく右のごとくしき内 御思召ニ入りしハ天満町

高の事ハ大ニ 御気ニ可しと云御供人ニハ

御用人

佐枝新十郎種義

御用人格御横[?]御用人兼

室野源十郎 正尭

貞照院様ゟ御簾中様 御簾中様御初

御方々様六時の御供揃ニ而評定[?]被為在候

戌　御神事終帰　御細説差添夜五時頃
帰宅　御道筋ハ横丁御玄関ゟ
出御東鍛冶町南江御組主膳屋敷脇東　御門ゟ
東片端右江西村半右衛門仲長屋敷脇右江片
端通　御許定ニ而表門ゟ御入
戌　御帰宅　御往還通之儀者先々之通
元右代様ハ雷の事思召ニ付御可否ニ而右
御方々様ニハ御面白思召之由ニ候得共
御説ニ而有之る一端ニ而御打囃し可被成候処
又ニハ御考しニ相成再往之事也
御説者お姫るよし
寿操院様ニハ之ヲ恐く被遊御供被為
御神事　御由緒之御趣旨　貞松院様ゟ

卿古来ゟ御先例中関ゟ御組ニハ御行列之儀ニ付
御城御宿蒲生殿ゟ入御被成候東江出ゟ
右　御説ニ而ゟ被成候　御道筋東之通ニ而表門ゟ
東寺町万松院前若宮裏通三丁目苑屋町左江
住吉町通之丈七間町片端通り許定ニ而表門ゟ
御入案　帰御之節者右ニ而有之し
御神事両天ニ付延候て帰宅被成夜四つ過頃
操々の車川除り出ル　供奉の人ニハ
早奉行　花田源六
右目付　山田地長一
山田安之丞

同九ツ過ゟ 水野左近
森川又左衛門

同年寄列 酒井十右衛門

新規御つゝ改名 日うらん為奉べし

○廿二日 晴寅

若宮社中ニおゐて芝居大入

前狂言 木曽の…越後の…
大賀仁政録 大序より小野過迄 全部七冊

切 三國伝来 九尾妖狐 玉藻前

口 お亀子 徳兵衛 重井筒 上中下

○廿六日 晴寅

京紀ゟ飛脚九ツ時着 …日下着

同用人 御小納戸頭兼 小嶋新太郎 忠善

○廿八日 晴辰

西洲…御…調諫

○廿九日 巳 晴

同日簡…御付

山村多門良言

八月大

○三日 晴申

元〆代様御謁　貞昌院様　右御蕉中様

御蕉中様元〆代様　訓吟様　遊娯様　貴吟様

御同人ニ而大家ゝ御伺ニ而御二ゝ交目御発後

御流水池

日いろ〳〵当季よくし清寿院芝居大入

前狂言

諏訪郡山殿　大序より〳〵まで

切

ほとりし[illegible]の[illegible]保上中下

○七日 晴酉 横小路鯛のしお[illegible]西東ニ小供の見物を呉け

河岸屋町角より東迄小家を限り曲馬今日大入

大入

[illegible]のすし京御東御殿ニ而[illegible]中ゟ

長谷川[illegible]も乳もしりりく[illegible]勤[illegible]

中国の[illegible]養生の為[illegible]

ぐり東海道草津[illegible]料理屋ニ而立寄[illegible]食

[illegible]入組[illegible]

く[illegible]中[illegible]中[illegible]諸の[illegible]の言と

も竹入[illegible]内の[illegible]

剣モジリ[illegible]中[illegible]モジリ捕んとセしに

抜くもん[illegible]モジリを切おとし[illegible]を

殺害ニ及びしニ付
上ゲ候ニハ不及候内済ニ致しづまりし由右
御中間ハ養子の身なれバ下名後室ニ離縁ニ致
し事済しけるなり

○六日 戊 晴
東方の福村堂等例年之通下北村の堂覚
と改メ若前年ハ武家方町家ニいたる迄初穂の
差出し一向無之

○七日 晴子
京地諸記 御付今晩定元ノ成見
御月簡記 山村多門良言
大御前汎撥

先般定府御解之 御付御召家内中引越之
下名但丹後守重到着 家内ハ一日おくれ遅九日
着の事
鈴木和十郎重熈

大納言様當月三日西丸中納言御座所
御安置之儀本丸路御旅切来九月十二日
御京着之御儀旨之 増上右ハ
大納言様
公方様ニ 御對面之
御三家之 御葬送之儀御出立付
御三家之儀御取之儀御尤月廿七日御出
御三家之御遺御供之儀御縁ニ者
御取之御挨拶御振ニ而
御書付 御老中家

一 御出ニ相成候ニ付而三日彼此
御容赦ニ相成候事
御年寄
山沈淡路守龍騰
定光寺
御名代としてに以参勤

一 此日の事なりしるしたる江戸ニおゐて御異之ニ於成
異國船中ニ而五十六日 一艘計九ト唱 宮沖ボタ迄
る船ニ此日の夜に至り 祝砲と而二玉放つ 明る六日
朝も同しく二玉ツゝ放つ 此時にも鳴る其也
群集スといへとも船中ニ一人も入る事なと申う
ず 未九十三日中年寄衆見分ニ而ましく右御海ニ

〇九日
晴天、くもり候ニ付御見分有之候ニ付と云
一 第九拾四 思召も候ニ付 出家へ
御名代相勤 御名代ニ而被
一 九日比の事也 夜ニ入りて成候後人 正植及別荷
うち実松と云し松ヶ所に別荷主二人申合 若宮
辺ニ待うち候所ニ而言限ありよしにて 奥田氏ニ
との別荷被成と申に出しに 而主人の周而方
右切無之 何ともゝり 待ましかるる二人の
なとも主手の言葉なく 被成とゝ 入つて
ひつもりて 此旨へつれ 敬くにおゐて
割入候書へ 奥串と申道 し帰りしといふ被成

咲く時うつくし帰く紀より桃尾浦に帰へり
高英内のあきん玉に奥ぐしのあかきんく振し
とふ古のあんくと大いなる許さへし史々交にのすり

今般田咲立に於以文久酉宝己文践巳花為記に
大ふ本れ

○十日　晴和

築田女命記金比羅宮　打旅日加れは家指人
出花向せり別為夜にて一入群集に名古屋人
在町為社とも賑ぬ

○十一日　夜来降晴天となる同下刻
巳日来の別ひより生乃戯早子のことまわ立冬時に
霞風しく為とあま乃為筆乃珠しき為なり

申のひより追てしづまりて年忘の諺とし斗の比
より快晴

由良簡記
上郷内　脂資寿

京都より大阪被記におゐて大阪為記

郷付

宮地ボタに旅船の神力丸と為のあんとも同る
家にて勤めるタにいよ迄般被ある中にも今宵
おびさしと云しと見る戯の早子ある為る
咲紀良時に風為を事しく咲花く般タ入
乾条舟は蜘の子乃咲ちるがめく迄散らんに

中ニハ破船の由四艘有之よし二十四人怪我
いまだわからずと云

○十三日 曇 晴ニなる
神力丸見分として堀川御船手役所より御
より御役船ニて相勤候て通
御船手奉行 山崎浅右衛門龍膺
同 遠山大膳景道
御用人 大河内玄蕃直良
同 佐枝新十郎種義

○十七日 晴未 巳の二刻永く地震有之大キナル事ハ無之候へ共
少々ある也と云 怪我無之

○十六日 晴酉 大津町二町目錺屋より出火ニて本町通へ焼
の薪ニ焼下りて隣の裏へ燃の上り候ニ大火
ニ及びたる由にて船場辺へ焼ありて来りし消防
又火元町一町目辺両側焼失ニ日野辺まで焼
牛馬抔と役人とかしこまりて牛立役ともし馬の下へ入
いり出し役を負ひたる由 又其外ニ溜水
の桶が如く焼失しかし其後ハ火も少々やみ申しが
当町内来り候て夜中を凌ぎしも皆財の損もあり
しが夜ニ入て死人訴の外無之焼失の由なれ共牛
飼ハ金十二両馬ハ五両ツヽ支給せしとて入り
右の騒動と見んとして同所内ハ人ニて群集
致居も同じく八ツ時の事也

大納言様路次並御機嫌被成　御旅館去十二日
山村ニ而御泊被成御膳召上候由
御供之面々拝見被成十三日晩大津駅
御止宿並御安泰　御満悦　御機嫌
可被為入御祝儀之儀　御旅宿被為
在候旨同日夕方御申聞候　御遊興被為在早速
御祝金被下候ニ付一旦
御帰城之上御祝可被成
御上京之節被為有之
御供之面々今日伏見御通行明日小牧泊　御止宿明後十四日
御着城之上被為候　御通中大津
御出

○十八日
晴天
大納言様本牧御止宿より今朝辰之刻御立被
為成御旅館ハ東大手より御太鼓櫓前通西御門
より御通門御玄関より
中御殿へ御同所午の刻
御出迎
元御代様ニハ御玄関御式台迄　御出迎被為成候
御奉行の面々ニハ
御年寄　石河佐渡守光晃
御年寄列　瀧川又左衛門忠貫
御側御用人

大御目付
内藤安房守英正
同
石黒丹下重直
同
石川内蔵允昭英
御用人
佐藤淳平二忠恭
同
横井源右衛門時足
御兄様
鈴木源太郎

寄合組
一組
御年寄列附属の御児子
物頭
二頭並組共
大御番組
二組
大御目付附属御児小目付
小頭但組之
御目付
岡崎張太郎
安藤源内
小幡□之

今日之御行列ハ古今珍しく御供立之御先綺羅を
飾り候て大御馬飾挟箱の御先手馬飾並ニ挟箱同じ
二組又々大御馬一組是ハ御宝もち歩行にて槍一筋づゝ
の御持ち引つゞき大御馬飾左近丹下重直吉川
どの御挟箱の大御馬一組御先手馬飾同じ二組並ニ丹下
どの後ニ内記元昭英右衛門などしつくづくなる
御供之面々服の人数凡百五十人計是を御麻机上を
唱元之日陰子石見守下略 婦子二三男の御人撰にて兵庫
下り之人之 御供之面々の服ニ後着ニ而所謂御麻机上
引り御後ろ御用人二人奥向右筆ホド候て先手
同じく二組其外合組又々大押右近侍従光是攻
之滝川又九郎忠兵衛との二ハ伏見 御止宿の御京極
御使番 御付番右衛門亦京之文

是ハ代官御所業にて高御養生御附なく三日にも
御幽をこの欲抱旨懸あし 何れ 御右後御沈大ニ
来りよし 丈夫之馬の畫一匹而町にいふなるのまゝ
には詮く淋しく 御行列見るのさいハ淋山して

今日ハ 大網之掛御供ニ乃御下り御中口御馬より
御役御小人押一人道命箱挟奉衛すしよ
かねて切腹之いたし蔵口喜之介とてすし刀然れ
ひきりしを職ニ見えし句のすし碧鉾ありしを生ニ
よくなしが後ニ先ととむずぬ又御時計是の
御中高御乱の御時計とやれしつゞけ妙計
の一分立ちしく乱道中にして色るゝ又御役の云ゝ
道中にて病死せし由 貯金二両 立替又なしと云也

○十九日子 若宮記内ゟ芝居大入大

前狂言 彦山権現誓助劔 大序より九ツ目迄

切 与話情浮名横ぐし 上中下

同 精中門ケ一諷 堀川のだん

同 奥州安達原 三だんめ

浅寿院芝居大入と申候

中狂言 若根霊験いざりの仇討 大序ゟ大切迄 うかわかく

中 神霊矢口渡 矢口の渡しの段

後 契情吉陽鶴 おさのちこん 大和なでしの段

連理の柵 茶や場ゟ橋迄

切

○廿日丑 右之代様御不予之処御養生不叶今巳之刻御逝去之旨 明日ハ三日之間鳴物停止普請ハ不苦旨被仰出

右同月廿三日より九日間十四日夜より御死去

○廿五日午 新御殿ニ御住居被遊候 右之代様御不例之処御養生不叶今二日 御死去

○廿六日未 右之代様今日申之刻 御出棺

東西御役御勤候而出京を以申候

御法号

理性院殿常立智光大童子 御出棺 建中寺ニ葬

葬称

○廿七日 晴 申

四年号
山院殿治定 龍騰

京都ゟ
御使ニ
御附明後廿九日晩ニ安元殿之

○廿八日 未 曇天
宮方御発船ニ付神力丸今晩ニ出帆ニ付出帆

○廿九日 晴 戌
昨夜従次治定
御茶屋本町筋を通り
去ル廿日京都ニ而姉小路どの朔平門ゟ
退出之とちゝまふ事何者とも不知来りし将府ニ
少将どのを殺害ニ及ひ四人ニ也　右追而可申尋し

書付を以水戸御家来ゟ御城附ニ被仰渡
去ル廿日夜姉小路少将退出之節於朔平門辺
何人とも不知者及狼藉公家衆ニ付早探索
の段申来ニ付還御之中ニ付御使を以
すぐ捜索中ニ付御承知之段早々申
右ヶ條之段ゟ
右ニ而萬石之以下共急度ニ而可相成

五月

六月小

○朔日 晴 亥
土用の入朔日六ツ時し

同年寄　山縣淡路守龍騰

京都ゟ下着の文
去ル三日江戸被参着候町ゟ方大しく
同廿九日相届候文

○六日
晴巳
今日　出迎ゟ　大納言様ゟ御　結構被成下候
大坂表諸宗之増ニ付被差出候
御礼申上候　御城ゟ御沙汰も有之　方今之時節柄
二段捨置候場合ニ付　大納言様御役被仰付候
御かゝり早々　御出被成候海防諸筋之可仕候
御指揮有之候様仰出候　御如

許ニ日夜て被成候　御気ゟ御どもも未だ無之至
候而　生早速　御手金を離れ候ニ付自然
候様ニ而御ゟ思ひ御見ニ奉存候
御使も有之候　御役替ニ成とも今ハすく

大目付
三島橘同書式維

御用之江戸表ゟ
御使候　御到来海上六日振ニ着く
晩到着　是ハ段々下筋　七月四日之書誤

同年寄列
瀧川又左衛門忠賢

○七日
晴午

○八日 晴未

京都より下る

新御殿ニ御立候
時々代様御所労ニ而御養生不叶今般
ニ而上刻御辛苦ニ御拘在ニ而被仰付御見ハ今日ゟ
三日論止普請ハ五日ゟ御籠者ニ而実ハ三日五日
夜御辛苦ニ而御沈を賀御沈殊ニ候

○十日 晴酉

賀茂御祝殊御運候御葬式外の所川通
御葬の道すしハ新御殿ゟ川原通り京町通
出東ゟ御通り御候ニハ
御用人
石河甚次郎正基

江戸日勤番之出
致当病方
福井初三郎 二十三

菊月九日の文をしつか八三郎殿築地御屋浦へ水
練稽古として一葉紙御渡ニおわく稽古と郁し
ありかめ何日も文ニも時とうれとも同人姿ゝ
ちの家も見へ所や角とりもとひとし さかもとも文ニ
れからねハ家来殿共日々も文きかうニ被レ申とお
せしと十日頃よりまちわひつすくあるよニやまと
尋しか思殿ニ品川沖一艘と二艘ゟ
御屋敷の者ニ死骸の浮ニしを撥くれ候よし
早くニ此ふつまりとも人ぬよしつ 家無絶命
らし死とハ此世の成業ならんか

○十一日 晴戌
今日 公方様中仙道御旅行ニ而御つもり之処九日
京都 御発途ニ相成候由之処大坂表ニ 御逗留被為在
並御 御東川ニ御逗留候 帰御被為在候由之中段
宮様方者京都御中来り候処十二日御船ニ而蓮見船ニ而
御七帆ニ而被為

○十二日 晴亥 於若宮ニ芝居大入
絹川谷五郎 伊達姿婦館 君ヶ嶽より改名打出
木津谷五郎 関取千両幟 君川同人角力場出
切狂言

○十三日 晴子
大坂表より 城役としてよく御目付役人衆御役所
牧野先遣早遣之処御夜茶屋町ニ而御今日午ノ刻
出 城代之事 大納言様御所労ニ付 御城代之段
御言わり之事ニ相成候処御見合く 御城代ゟ右ニ付
よしニ付 御同ニ御夜具之上御川御休之のニ而之
城役ニ 御城代之事ニ相成候由一旦ニ相成候 城役御供出
之御用向之事ニ而御国ゟ之御用向御解ニ相成夜ニ入ニ相成候
帰御之迄右供より之処早速御出之処若しく
御一人能候事ニ而被仰付之事ニ候ニ 城役ニ付ニ候

○十四日 晴丑
ます 旅寿院御内ニおいて芝居興行の大入 大
前狂言 桐 自来也 諱 大席より改名打出
伊勢音頭恋寝刃 上中下
御年寄

遠山大膳日景道

今日大坂表ゟ
城役ニ進ニ付大坂表ニ
御役ニ 御付ニ而
公方様ニハ去九十三日葉丸船ニ而御帆御下ニ
相成候ニ付右 御役目大坂表ニ而御勤被成候也ニ
御名十六日晩発足致候

御用人

八道亀守正常直宣

城役返しとしく 御役ニ
御付右因(?)十六日発足致候

東於村天年境内天王寺之人茶席東扇同八ニ
其舟と代八年ニ相往還判道迎とし 晩七時子供

遠山馬之覚書

先般 常大納言様 御上京之節
拝(?)表御先しめへ 御進献之 御刀被下也

一 大和九郎
安治長一尺九寸二分
刃渡一尺三寸金五
右刀由来書并ニ添係名見之書付添

一 当山友ゟ光正小脇差
治五長八寸六分
刃渡二寸下金五

一 来國光正小脇差
治五長九寸二下

刃挫上ニ合壹下除是合名

一　備中國住次吉家脇差

銘在九寸以下

刃挫少同断

一　備前長船住家助脇刀

小磨上太刀銘有長二尺三寸二分下

刃挫同断

一　云別大明京脇刀

銘有長二尺壹寸下

刃挫二下潤是合名

一　兼元脇刀

小磨上銘有長二尺三寸二分下中

刃挫同断

一　宇多國宗脇刀

磨上銘有長二尺壹寸壹分下中

一　紙後守兼貞脇刀

銘有二尺壹寸壹分上

一　備中守藤原清宣脇刀

銘有長二尺三寸以下

一　三河守大道陣也脇刀

銘有長二尺弐寸二分下中

一　大和守源兼信作脇刀

銘有長二尺三寸二分下

棟表石

一　一胡一振吉光脇刀、

短円太刀銘有長二尺弐寸以下

少瑕二ヶ所金埋

同御手當

一 来孫太郎御刀

太刀銘有長弐尺五寸五分半

少瑕六同断

同

一 来國光御刀

少錆之太刀銘有長弐尺五寸五分半

少瑕三ヶ所金埋

若宮様

一 久國御刀

額冊太刀銘有長二尺九寸五分

少瑕同断

同御手當

一 山別國行御刀

少錆之太刀銘有長弐尺三寸五分半

少瑕同断

一 信國御小脇差

銘有長八寸五分半

少瑕二ヶ所銅屋合名是分下の分右之同断

一 兼氏御小脇差

銘有長九寸三分

一 駿河國義助御小脇差

銘有長八寸七分半

一 兼定御小脇差

銘有長八寸四分

一 浪別実行兼友 御小脇差
　銘有 長八寸八分

一 宇多國久 御小脇差
　大磨上 銘有 長九寸二分

一 島田義助 御小脇差
　銘在 長九寸五分半

一 廣國 御小脇差
　銘有 長八寸六分

一 信國 御小脇差
　磨上 銘有 長壱尺三分

一 清則 御小脇差
　銘在 長八寸六分半

一 兼定 御小脇差
　銘有 長八寸二分半

一 源盛利 御刀
　銘有 長弐尺四寸八分

一 伯耆當信 二口

一 三了助信照 御刀
　同 銘在 長弐尺三寸

一 相模守政常入道 御刀
　銘在 長弐尺二寸六分

一 将監源家久 御刀
　銘在 長二尺四寸五分半

一 相模守藤原泰幸 御刀
　銘有 長弐尺二寸七分

一 政常入道 御刀

銘有長二尺四寸五分下

一 大和則長御刀

銘在長二尺一寸三分下

一 加賀國大和大道御刀

銘有長二尺三寸下

一 正俊御刀

銘有長弐尺三寸

一 信濃守信吉御刀

銘有弐尺三寸

一 加州大和大忠御刀

銘有長二尺二寸下

一 兼元御刀

銘有長弐尺四寸下

右御拵

一 粟田口吉光御小脇差

銘有長七寸七分下

御拵 代金五百両折紙

尺八拵

一 延寿國資御小脇差

銘有九寸三分下

御拵 代金三百両折紙

粟田口吉拵

一 新藤五國光御小脇差

銘在長八寸三分下

御拵 代金五百両折紙

同御子息

一 長谷部國信ゟ小脇元
　錦市長吉大人一寸ニ付
　ゟ諏ニ而下金子下張差合名

一 同

一 佐寿國時ゟ小脇元
　海市長九寸ニ付
　諏ニ金子下張差合名

○十五日 曇、
　晴
　晁場天王ゟ祢宜のずんどり出御備
　当年ハ本の町々近年例年ゟ多く出るとき
　　ゟ見ニ申
　ゟ日付

当月ハじめ大和町ニおゐて一人の男子道ニ示たなる多分の金子をひろひ
　とる
　菜種ゟ出ひたの鮮
ゟ方ニハ祝ひとも初当ゟ役所ニ申つぎしに 取ニ
　ハ祝く 渡
鮮ハめ何ゟ行き頼しにゟ被ニ残置る首とく、
り死す一説ニ外相ニ死をとげしとも 是後鮮の念ひ衣飯
　是相の人たりもるよし 噂なる
年ニ至ケ方くし当見しぎや衣飯の内ゟ夜毎ニ
大悪の祝あがり好時あつくいきへさも段々とく
二日ほどもつしが是全ク云鬼白鬼の残りくかくの
泣先くと評ニ是後祈祷とるしけれバ彼大悪ハ
しばまり段右て霊亮號ニ町ゟ人ニも一の形像
　死骸ハ内くニ而届
但此晁首とも免り出ハ許深廣寺
行集の家ニ在て由又長濱町市中ニも一人

首とくりし出し由ニ十ケ条安置き□の
まはしき候ど当年ニハ交ニ不浚 東の
観覧ニおゐて

○十六日 午
東本願寺前天目流ニ砲術打方与集会し 正
秀寺境内ニおゐて□□師識合あり
是より
町ニ三丁丸天王御神輿□渡る是舟当年新
しく皆新調王子町ニ而幕新調ニ 地車七両□例年の
おゐて 但王子町ニ而幕新調ニ
とく天王御神輿与川岸迄まゐし とかく
大分山大鼓やぐらすじ東へ川岸る当年ハ
山崎氏扣ニ付

御方々様
御機嫌宜被遊よし萬々歳
御所方様ニも益御細ニ以て御機嫌ニ被遊已揃ニおゐて
大納言様
御機嫌宜被遊候旨

○十七日 くもり 夜
公方様 去九十二日 大坂表御發ニ蒸気船ニ而江戸表江
御出帆被遊候處 益御安全ニ而十六日夜ニ御上陸
御着城ニ被遊候旨

右之通陸路ニ付

申年 十一月

瀧川豊後守忠雄

御府家敷ニ常遣ス因此亀松ニ手ニ通入り候ふ合候
御府様ニ後ハ給金弐両ニ重撫次ニ相当の相場旨

○十八日 午 快晴 時々曇少く北風を催ス

此者此日ニ市ニおゐて道中ニ而足軽隠人相手ハ何方ニ而候
与力ならびニ喧嘩の咎の同心書付候
（實ハ此ツ谷之荒木横町ニ住居候國領伊ニ介と云ものニ年來の半七ニ年來文吉）

満足町表隠人

千松（松次郎と云）

浄命寺前
御手先
清文郎

代地町屋敷住居
隠人
三津蔵

訴状
塚表隠人
新蔵
八方張商人
重吉
吉八

今度 萬大納言様御帳候
御家来九兵衛京阪御発途ニ付御下り之節ハ御
供御ニ而中の間ニ付けれとも御供ニ而江戸へ御下ニ相成候
御道中ニ而足軽隠人島永源太夫忠實ニ相成候御用人支
の如き者の様とつぎ多勢ニ而町中七兵衛相勤お立候
御者騒々ニ而此ニ市ニ相集て宜しき年ニ五六の男（ハツピ）法被
とうを着し一刀を帯し浪人とも長脇差とも相分らず
此實ハ公邊御小人（惣領の由と云）風俗衣ニても宜しき者人（文吉）後ニ而名を十一歳
三人ニ而まかりこし来りし此者ハ何か咎の様ニ而内意ニ

くぶ事よとおくかゞら桃株と何とん先代の流忠合点
一つれとあぶ事り御撫ひつし、左様も少理る事又とい
おもひかゞら年にあるまゝしと彼ちんえくも中よふ何んれ
深ニ認候らん若ハ隠さらハ女湯ニ及ぶんと云
書らと陰人のいんとも中よふ神ふい本作ちるハ談て切
別らハ切ることよと丸ちぶらに成しかたち敬く
あざなりさし志あり子との御陽ち紀り彼結んハ
なきのきさかく被ちむしあする事に切つ宗つしの
まに御かり指と切られ或ハ肩より横殺と云ぐられ給
合す人のいんに疵を負せ事れども命にハ別条無しと
いふ右の女人のいんハ宮ニ而も疵口療養と加へ呼もと語
何れも全快ちる帰府之とつ文彼ちハ信楽御陣屋に
召捕ニ相成よし

○十九日晴　今日於京都ニ於諸方て字御様ニ相成候

御側御用人
田宮沼太夫所雄

御城代被
御側介被
大網之様本大網之様
御上京ハ御本給割御陣通能相勤
御上京ニ付るも取人多相勤御付ら被下
思召を以御足ニ高ハ内百石御加増之ニ被成下候

御用人
生駒抜安周行

御側御用人被

御附ニ而者壱仕手前茶弁当花ニくゝし候処
候旨

大納言様并大納言様
御上京ニ付而者格別ニ御種々御骨折ニ而弁当御附
御書記等被成格段

尾崎八右衛門

御附
上京ニ付御用茶致差遣ニ而茶弁当花ニくゝし
候段申旨

御用人文記
御目見望御

山田恭淳

記
一、若年寄合御書御判
御附御役持七人へ御下旨
御小納戸頭取等
御附御道具并武器御下旨

渡辺幸灌

若井謝石 章成

并大納言様御供ニ而上京
御上京中別段ニ御用向ニ心労骨折弁当御附
格別之
思食を以九ニ而百俵ニ御加増被下旨

河田陣之進

水野平太夫

大納言様并大納言様
御上京御海路とも多端ニ而御用向御滞
通よく出精相勤候ニ付御足高之通被下候旨

植松弘九郎

年来学問格別練熟ニ付其方宜及老年
并大納言様
御上京御供をも仕付合候ニ付
思召を以永く御沙汰被下置之ニ付
御附御足米二百石被下候旨

水野長三郎

大納言様并大納言様
御上京之節御分格別致心労出精相勤候ニ付御用
向之事ニ付御撰色能貴相勤候ニ付
思召を以永く御沙汰被下之ニ付
御附御足米又石被下候旨

御側御用人
田宮弥太郎実輝

御側御用人是迄之通[illegible]勤候ニ付
御城代之勤向
御先手御足高三百石被下候旨

御用人

生駒頼母周行

兼役方書之者勤候ニ付本役勤候ハヽ
御免之被仰付旨

尾崎八右衛門

御書院番格被仰付
御附ニ付足シ高百五拾石被下之旨

恩田鉄三郎

常之通役人并格別ニ付精勤
大納言様并大納言様
御二方御用ニ付而も一際骨折候ニ付為書院番
役之

御附ニ付足シ高弐百五拾俵ニ被成下候役高ニ被成下旨

浦田津之進

元千代様御小姓之
御附之旨

長谷川惣蔵

右大納言様御供ニ而出精之
御二方中別段之御用向ニ而出精骨折候ニ付
以御格別之
足高並元高百俵之外被増高被下候
御二方御用人並ニ之
御附ニ而御間之被仰付為御役料之

御判物御朱印三通致拝領候之旨
元文戊午稲葉小納戸役御勤番
　　　　　　　　津田律之進
御附方
　　　之

○廿五日 晴甲申
松平豊前守殿今御城附ニ被仰付御書付て寄
去ル九日京地 御暇被為大坂表ニ
御立被為成東海
御旅行之所於途中同十二日大坂表
御発途御軍陣ニ付今十六日濱御殿ニ
御着之旨
還御之節ニ於御殿御目見之上御礼被仰付

○廿七日 晴亥
中納言様当月十七日
御参内 御拝 天盃御頂戴之
御沙汰之上 御太刀
御拝領御服紗

御所参内御首尾能相済、今廿六日京都
御発駕被為 御機嫌 御旅行ニ而時服拝領被致
御上洛ニ付右七里之渡 御警衛ニ而今日京都江
御名代船御用所ニおゐて 御意ニ付右之段
御差上ニ而年之中御進 御機嫌之様ニ御伺ニ
御座候

御供之方々ニハ

御年寄

成瀬能登守正設

御側御用人

岡宮和太右衛門実輝

同

治高十九郎寿綱

御用人

冨永孫太夫忠貫

御側御用人寺社奉行兼

生駒形部周行

御近習

山村多門良言

御目付

井池口人之助

水野□□

尾家御年寄

成瀬隼人正正肥

○廿八日

晴

京都より下着之文

七拾石

二条通新町小右衛門西側
旧本九番
若林悦次郎
亥二十二才

同人妻大坂嶋之内久宝寺町二郎娘
小ハ二条通新町小右衛門西側
累名と金弐拾五両五十石録
亥二十才

松坂町太右衛門借家人足
兼吉
亥二十又才

大工兼吉ハ若林悦次郎妻といつの頃からかしたしく
互ニ連理の枝の中となりしハ星霜佐久馬家ニ居し
頃から深く契をむすびしが悦次郎ハ若林へ移りく
もうつる当年正月若林へ互ニ恋の情のたえがたくよき
おり見合せしまへく思ひをとげしが終ニ当時ハ何々
経右むきし継中ニ至りて大工兼吉ハ大屋敷の中
なれバ日毎ニ相通ひよきおりもありしバ妻ニ申し
まゐらせんとなしこと敢しなくしが兼吉
大工の家業とい分ハはのかたニまかりしとりぎ居しが
今有妻の中より星佐久馬家ニ参り奉公しかる
此おもかしけるをさとらうしハ今ぞ悦妻の公
後もあらさんと彼ねらひけしがくずんの兼吉
今宵ハおもしく文の旨ハ定而とおもし差きあん

二人が弁の勝しく立たんの外の一すじを通て
そむかしおりしが菊吉は徳兵衛町紫屋なる髪を結
いと主内女まるをせ　是を肩迎てうつしに打ふし後ろ
悦次郎は扇にて菊吉を目をとあまり見ぐるしき
てとく二ツ三ツ打しが悦次郎の女は美しもしら
じ悦の女への我をとねるに打くいろづくをみるせし
とも此しや人の妻を我妻とは猶剥へこゝ物なる雑言
すらじ喧きかし、主人は堪へかね刀を抜き打し
右前なるおれし是はぎすけしかが悦兵衛の次兵衛の本家
打の介まひとのがしたく余所分て打すれどを云　二打三
うち切あまれ通り頭つらぬれどもさて起きくは五斛
かつれ伝に尾町長岸弁門前なる借宅門口内に
此家菊吉縁のしるれぬ夜分つ主と云如何なる大切をかけて悦次郎は
かよし
留めをとれば一しく一七悦帰り妻両の評語りし

悦文の何某十組留めは如何と分かれしものとか問ふて
是は一残任は武士にあるまじき悪し事とく悦文は見なる
右物無しと再ひ来る由く留めとさすし給ひ菊本中将より本
しを認めは今庄中なる悦文ともかるれは礼儀を決ける
なる切捨中とは決し通しにお家りし　右の始末は妻は
逆らる無理方作り入なる自害致せしと云ふある
父親の者は悦捨追つゝくともくかの打たかくしとる又
うなる討殺されしとかへ市中にて評判ますゝく
しが右て評は其分く全く虚説にしく主組菊
林家は川を前とし由緒は九二月朔に検使もお済み死
骸は親太夫へ引渡り且那弁本要寺に品ハ
奴は又に九死と云は悦文へとうとを免し　全く菊吉
の知れる切腹にお済みは立い

工合根元の乱しに未成の娘は妻子中に不知行方へ
兵難ありしとはいへども今は於将は安堵の様と
載せし諸士の家は妻に離縁のどもに流りしといへども
大工兼吉は之後を伴ひ七ヶ年が間に乗りくい重罪で
といへども我しく合かしく請がりし彼の大死をとしく
其怨念の残らんとはあらじとおもひしが後に終
おもひあられり若林は何れも乱しとなりでは叶は
如き文之と市井の者も許過くも
亥に思後の一奇文あり兼吉は世に兼
打ちの借銭も茶碗太たち秋吹の家とよしの古兄弟
古兄弟とおりつきまた二ヶ月夕に葬送の
さんと枝を掘かしに捌りし土中より
火の玉二つ立あがり暫時にまへすとも近辺

近世の見物の士は奇こ云の思ひと詔ける
今の是は兼吉の亡魂かならんと市い
中にも是文は入るありしにて後は彼くき
ざりしと云兼吉未悉のはずる時大石
悠の来りて彼方に在りし附に兼吉は祝て
むかひの一言待人君との云く誠に天命は
ならう右の大の玉に待人君と云く病人命ぬ
王の一残りく亡魂のまよひかりしと近
も許しける

今もいふやうに右の文は人座前下に滞動の
かし一条を尤にあぐる

当書次久右衛門下
根津前町石坂若党
浪与町 町方也
惣
松治 年齢文々下
同人方後井宮 早助 年弐計の由
同人方後下女

右の下女ニ若党松治井宮早助両人ながら従当
密通いたし居しが若党の松治ハ末ながく夫婦
の契約となしたれども下女の気ニ叶ハず早助ニ
心をうつせしとふとくらく末のことをおそれけり

斯る松治ハ何となく面白からず何とかして
既ニ今早助の無礼を致し居しを見て若党
松治ハ是を幸ひにて忽ち一刀におはせんと差す刀を
抜き放して探討しけると後ろ一刀おふせて先ハ
しのぎけり松治を害し剰早助ニ及びし
ぞへは我身の及ぶべきことハあらじと屋敷の井
戸へ入水とと思ひ金松治の亡骸しと四輪しが
命ハまつうらぬ世とまで時得ニ浮世をすゝ
とふハ実ニおしむべし

○廿八日 晴
浜御殿 浜御殿ニ而御鷹狩
御軍艦操練廿人熟練ならバ多人数ニ而御成
方々之事ハ御家中末々諸人ニ而も近寄拙ニ

産神刀九日祇園会之節右除
物語受書ハ差出候祇園掛り江御申達置
物ニ而ハ無之右祇園ニ而出入茂可有之候
有之候ニ付先達而之節一通り申出候

御儀奏御用人
室町殿十二郎
正尭

禁裏御附参議源長方勤向御出勤御振合之次
御方江
来月十日迄ニ京都江罷出来十月迄之
振合ニ而出勤之処七月廿二日晩御免之

○廿九日 晴夜
廿九日大納言様御参内被
仰出
御所囲ニ而御出ニ付

御城ニ御使者ニ而御使者今日御出之三条殿御使
新御殿之上ニ而
御城ニ而御入朝御用向御用人共出勤一人宛
旅中勤之者共御用向御出勤之事
御出ニ付御用人御用向之事
御用人御出勤ニ而御用向之事
之段御計御勤向之事
通し之者御用人之初而ハ
滝沢小左衛門正鶴

廿八日大納言様八ツ時御供揃御年頭御出
之事
御退出之事
御出表御出座

右御所御庭職表の門今塚重の門と云而

入　御所御花園志水の門ニ而錦織の門今

御田ゐ記之候

新御殿と云而

入置

こく